

実証試験における手数料項目について

1. 手数料体制への移行について

環境技術実証モデル事業検討会では、実証費用の分担、技術分野の検討体制の整理等について検討を行っており、この中で「実証試験実費」を手数料として申請者から徴収する方針が示されている。

実証試験実費のうち、これまで国が負担していたが**今後手数料として徴収するものは、「測定・分析等」「試験に伴う消耗品」「出張旅費（実証機関）」の3項目**とされている。

実証試験に係る経費のうち、「装置搬入・設置」「装置運転・維持管理」「出張旅費（申請者）」「装置撤去・搬出」は、これまでに引き続き申請者の負担となる。

また、ワーキンググループの運営や、実証試験計画策定や報告書作成などは、これまでどおり国が負担する。

図 1 事業工程ごとの各作業の分担（実施と費用負担）

事業工程	詳細項目	現状		将来（案）		備考
		実施者	負担者	負担者	実証運営機関活用の可能性	
対象技術分野の選定	ニーズ等基礎調査	国	国	国	○	
	検討会等運営	国	国	国	○	
実証試験要領の策定	実証試験技術開発	国	国	国	○	
	検討会等運営	国	国	国	○	
実証機関公募・選定	公募・選定の作業	国	国	国	○	
	WG 運営	国	国	国	○	
	申請書等作成	実証機関	実証機関	実証機関		
対象技術公募・選定	公募・選定の作業	実証機関	国	国		県が直接実施する場合、人件費は県負担
	実証委員会運営	実証機関	国	国		
	申請書等作成	申請者	申請者	申請者		
実証試験計画の策定	計画案作成作業	実証機関	国	国		県が直接実施する場合、人件費は県負担
	実証委員会運営	実証機関	国	国		
試験実施	装置搬入・設置	申請者	申請者	申請者		
	装置運転・維持管理	申請者	申請者	申請者		
	測定・分析等	実証機関	国	申請者		県が直接実施する場合でも、人件費は申請者負担
	試験に伴う消耗品	—	国	申請者		
	出張旅費（実証機関）	実証機関	国	申請者		
	出張旅費（申請者）	申請者	申請者	申請者		
装置撤去・搬出	申請者	申請者	申請者			
報告書作成	執筆・編集作業	実証機関	国	国		県が直接実施する場合、人件費は県負担
	実証委員会運営	実証機関	国	国		
ウェブ登録・公表	（全て）	国	国	国	○	

※ゴシック体部分が、「手数料」に相当。

（資料）第3回環境技術実証モデル事業検討会（平成17年1月21日）資料3より

2. 両技術分野における手数料について

これまでの実証実績より、酸化エチレン処理技術分野および VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）の費用項目、手数料設定にあたっての検討事項をとりまとめた。

(1) 費用項目

以下費用のうち、設備費（計器類リース）が主な固定費となっている（申請件数とはあまり関係なく費用が決定する）。

①「測定・分析等」に関する費用

項目	内訳	
	酸化エチレン処理技術分野	VOC 処理技術分野
人件費	測定・分析等にかかる、実証機関職員の人件費	
補助職員賃金	実験補助アルバイト代	
設備費 (新規整備分)	シミュレーション装置の設置・ 運転委託 (シミュレーション装置、コンプレッサー／エアエジェクター、後処理装置、配管部、配電盤、消費電力計、設備工事費、試験運転)	シミュレーション装置の製作 (シミュレーション装置、シリンジ、ヒーター、ポンプ、分液ロート、配管部、配電盤、消費電力計、設備工事費、試験運転)
委託分析費	—	溶剤及び排水の分析委託 <u>(実証機関で分析可能であれば委託は不要)</u>
計器類リース	風速計、ガスメーター、ガスクロマトグラム、全炭化水素計、CO 計、NO _x 計、マスフローコントローラー、記録計など <u>(実証機関が所有していればリースは不要)</u>	風速計、ガスメーター、ガスクロマトグラム、全炭化水素計、温湿度計、電子天秤、デジタルマノメータ、目盛りハイコーダなど <u>(実証機関が所有していればリースは不要)</u>